

### 第3編研究 客員研究員規程

## 公立大学法人宮城大学客員研究員規程

平成21年4月1日

規程第58号

#### (趣旨)

第1条 宮城大学（以下「本学」という。）において、学術研究者又は学識経験者（以下「研究者等」という。）を研究員として受け入れる場合は、この規程の定めるところによる。

#### (研究員)

第2条 本学は、研究者等との交流を行うことによって、学術の発展に寄与するため、本学において高度の研究に従事しようとする研究者等を研究員として受け入れることができる。

#### (資格)

第3条 研究員として受け入れることができる者は、大学の教授、准教授若しくは講師又はこれに相当すると認められる者とする。

#### (申請)

第4条 研究員を希望する者は、受入予定日の2月前までに、所定の書類を添えて、学長に申請しなければならない。

#### (受入承認及び契約)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、受入先の教授会（研究員をセンターに受け入れるときは、センター運営委員会）の議を経て、その受入れの可否について理事長に申出をするものとする。

2 理事長は、前項の規定により学長から研究員の受入承認の申出があったときは、受入れに係る契約を締結するものとする。

#### (期間)

第6条 研究員として研究に従事する期間は、1月以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は、これを更新することができる。

2 期間更新に係る手続は、第4条及び前条の規定を準用する。

#### (服務)

第7条 研究員は、あらかじめ定められた研究計画に従い、研究に従事しなければならない。

2 研究員は、本学の授業を担当することができない。

3 研究員は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の諸規則を守らなければならない。

#### (給与等)

第8条 研究員には、給与、渡航費及び滞在費を支給しない。

#### (施設の利用)

第9条 研究員は、法人の施設及び設備を利用することができる。

### 第3編研究 客員研究員規程

(研究証明書)

第10条 研究員が、その研究事項について証明を願い出たときは、学長は、研究証明書を交付するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.6.29 第43回理事会)

この規程は、平成23年6月29日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。